

公 告

三島市佐野の一部地内を受益地とする県営農地中間管理機構関連農地整備事業 三島佐野地区の計画を定めるに当たり、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第7項において準用する同法87条の2第8項の規定により、計画の概要を縦覧するので、この旨を公告する。

なお、この計画の概要に意見のある者は、同法第87条の3第7項において準用する同法第87条の2第9項の規定に基づき、令和8年2月12日までに意見書を提出されたい。

令和8年1月23日

静岡県知事 鈴木康友



- 1 縦覧する書類の名称
県営土地改良事業計画概要書
- 2 縦覧期間
令和8年1月23日から令和8年2月12日まで
- 3 縦覧場所
静岡県東部農林事務所（沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎内）
静岡県東部農林事務所のホームページ
(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/norinjimusho/tobunorin/index.html>)
三島市役所揭示場
- 4 意見書の提出方法
書面にて県知事あて提出
- 5 意見書の提出先
静岡県東部農林事務所 用地管理課

計 画 年 度	令 和 8 年 度
都 道 府 県	静 岡 県
所 在 地	三 島 市

土地改良事業計画概要書

農地中間管理機構関連農地整備事業

みしまさの
三島佐野地区

事業主体	静岡県
------	-----

1 土地改良事業計画概要書

第1章 目 的

本地区には未整備の小区画不整形な農地が散在している。また地下水位が高く排水性が悪いほ場が多いことから生産性の向上が望めず、規模拡大や担い手への集積が困難となっている。

そのため、担い手への農地集積を進めるために、小区画不整形なほ場の大区画化や、分散している所有地や耕作地の集団化を図り、暗渠排水によるほ場の改良、十分な幅員を有する農道整備を実施することで農作業の効率化を促していく。

現況地区の面積

単位：ha

現況地目 市町村名	水田	畑	樹園地	山林・原野	その他	計	備考
三島市	13.7	2.4			1.5	17.6	

事業目的別受益面積

単位：ha

現況地目 主幹事業	水田	畑	樹園地	山林・原野	その他	計	備考
区画整理	6.5	7.9			3.2	17.6	

第2章 地域の所在及び現況

1 地域の所在 静岡県三島市佐野

2 土質及び土壌 地下水位が高く、排水性が悪い土壌

3 気 象

年平均気温は16.3℃、年間平均雨量は1,870mm程の温暖多雨地域で、年間日照時間は2,000時間を超え、農作物の栽培に適していることから、種々多様な農業経営が転換されている。

4 営農状況

当地区は、小区画の水田が広がる地域であり、一部担い手が存するものの、集積が進んでいない。また、山林や一級河川大場川に囲まれた、細長いエリア内に小区画のほ場が隣接している。

生産基盤の状況としては、小区画不整形な水田が殆どで、経営農地も点在し、生産効率化の向上が必須条件となっている。また、平地箇所においては、湧水の発生状況が確認でき、水捌けの悪いほ場となっている。

今回、大区画化となる区画整理を行うことにより、地区内及び地区外からの担い手の定着を行っていき、生産性の高いほ場において、更には若い担い手の導入により、継続的に営農を行うことが可能な地域となる。

5 地域環境

三島市は東京100km圏内にあり、東京・名古屋方面の東西交通と北駿・伊豆方面の南北交通が交差する交通要衝の地にある。県東部の中核都市圏の一角をなし、富士・箱根・伊豆や北駿の玄関口に位置している。

第3章 基本計画

当該地区では、小区画不整形な農地が散在しており、規模拡大や集積が進んでいない地域である。そのため、小規模不整形な農地の大区画化と、高収益作物への転換、換地による集積集団化を図ることにより、効率化と農業競争力の強化を図り、農業経営の継続を推進する。

なお、地域計画やJA富士伊豆の策定する品目別振興計画に基づき、区画整理と併せて農地中間管理機構との連携を進め、担い手への農地の集積・集約を支援していく。

第4章 工事又は管理の要領

1 工 事

区画整理 整地工 A=14.4ha
道路工 L=2.6km (支線道路 B=5.0m)

2 管 理

工事完了後の施設の管理は、三島市が行う。

第5章 換地計画の要領

1 換地計画樹立の必要性

当該事業により工事前の土地の区画及び形質が著しく変更されるため、従前の土地の上に存する権利関係を換地処分により工事後の土地の上に確定する。これは農用地の集団化により農業構造を改善することの目的から、換地計画を定める必要がある。

2 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の土地の地積の基準

全工区	土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。また、決定の日から3か月以内に測量士、測量士補又は土地家屋調査士の測量した実測図及び隣接所有者の同意書を添付して申出があった場合は、その申出のあった地積とする。
-----	--

（２）農用地集団化の方針

区分 換地区	地帯別・グループ 別団地の設定	個 人 別 換 地 の 方 法		
		位 置 選 択	一戸当たり 目標団地数	区画畦畔の 取り扱い
全工区	農用地利用集積促進区域別集団化	各人の換地は、土地利用計画を考慮し、育成すべき経営体の経営農用地を中心に集団化する。	1～3団地	移動畦畔

(3) 非農用地の換地方針

該当なし

(4) 清算の方法

増加額比例地積割清算方式

3 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係る土地

単位：m²

工 区	区分 用途	機 能 交 換 に 係 る 土 地				一般国 公有地	合 計
		国有地	県有地	市有地	計		
全工区	道路敷			8,084.69	8,084.69		8,084.69
	水路敷	167.51		6,518.63	6,686.14		6,686.14
	その他						
計		167.51		14,603.32	14,770.83		14,770.83

4 換地処分の際の時期に関する制限

本地区の全部について、区画変更工事が完了し、確定測量が行われたときは、土地改良法第89条の2第10項で準用する同法第54条第2項ただし書きに基づき、換地処分を行うことができるものとする。

第6章 費用の概算

単位：千円

種 別	事 業 費	備 考
工 事 費	863,000	
測量設計費	53,000	
換 地 費	28,000	
用地補償費	26,000	
工事雑費	－	
小 計	970,000	
生産基盤附帯整備	－	
事 務 費	48,000	
合 計	1,018,000	

第7章 効 用

単位：千円

区 分	年総効果額	年総増加所得額	備 考
作物生産効果	36,680	61,036	総費用 888,701千円
国産農産物安定供給効果	5,944	—	
営農経費節減効果	54,409	54,409	総便益額 1,708,433千円
維持管理費節減効果	△288	△116	
計	96,745	115,329	投資効果 1.92

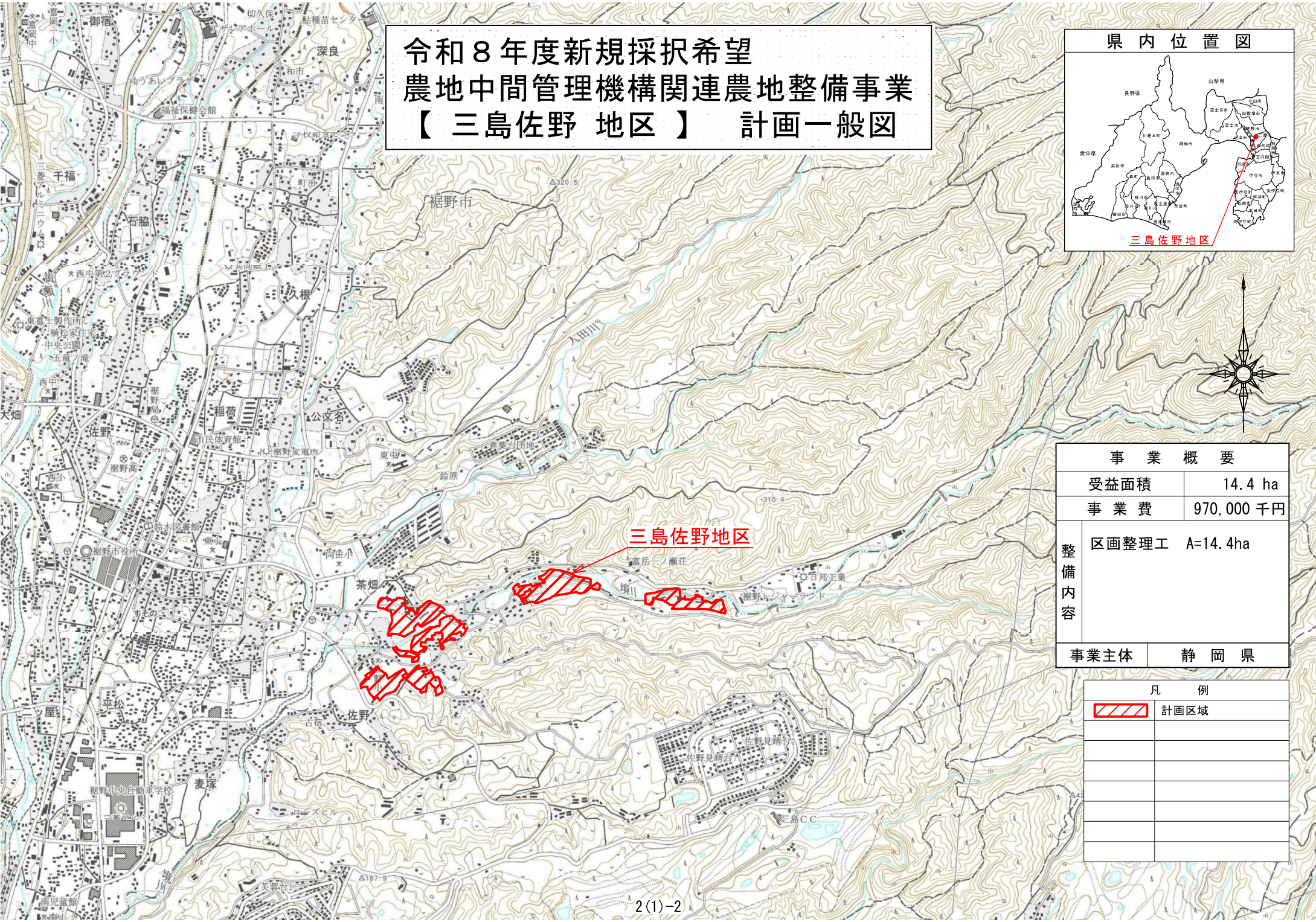
第8章 他の事業との関連

該当なし

第9章 計画平面図

別添のとおり

令和8年度新規採択希望
農地中間管理機構関連農地整備事業
【三島佐野 地区】 計画一般図



事業概要	
受益面積	14.4 ha
事業費	970,000 千円
整備内容	区画整理工 A=14.4ha
事業主体	静岡県

凡例	
	計画区域